



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。寒くなってきましたと心配されるのがインフルエンザの流行です。さて、今年にはインフルエンザワクチンが不足しているというニュースをお聞きになった方も多いでしょう。原因はあまり知られていないようですが、熊本地震でワクチン製造工場に被害が生じた、というのは昨年のお話です(昨年は実際には不足しませんでした)。最近のインフルエンザワクチンは4タイプのウイルスを基にして作られますが、その内の1つを変更したところ製造効率が悪くなり元に戻したことが今回の原因でした。製造の出遅れですね。

近年流行するA型インフルエンザウイルスはA(H1N1)pdm09(2009年に世界的に流行したタイプ)とA(H3N2)の2種です。国立感染症研究所の発表しているデータをみると2013/14と2015/16はA(H1N1)pdm09、2014/14と2016/17はA(H3N2)が主でした。順番からいうと今シーズン(2017/18)はA(H1N1)pdm09ということになりますが、このタイプは1月に入って急速に流行が広がる傾向があり、また同時にB型インフルエンザも流行する傾向があるようです。なお、過去の報告によるとA(H1N1)pdm09の2~4%がタミフル耐性株でした(A(H3N2)では耐性はまれです)。インフルエンザワクチンはA型の両者とさらにB型の2種類を抗原として含んでいますから、基本的には有効と考えられます。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆12月16日(土) クリスマスコンサート
【歌おう会の皆さん】
- ◆12月22日(金) ミュージックタイムクリスマスコンサート
【馬場尊子先生】



栄養科より今月の一押しメニュー

12月は12/25のクリスマスの昼食に“パセリライス・コンソメスープ・フライドチキン・ミニグラタン・デザート”をご用意する予定です。

また、12/22の冬至には夕食に魚の柚庵焼き、かぼちゃの甘煮を予定しています。12/31の夕食の年越し椀にはじまり、新年1/1~1/3は昼食を中心にお節料理をご用意します。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

遺留分減殺請求権の行使期間

自分の財産を誰にどれだけ相続させるのかは、基本的には遺言で自由に決めることができます。

しかし、相続財産には遺言によっても自由に処分できない部分があります。これを遺留分といいます。遺留分を侵害するような遺言がなされた場合、遺留分を侵害されている人は、遺留分減殺請求権という権利を行使することにより、遺留分を取り返すことができます。

例えば、既に配偶者を亡くしているAさんが子B、子Cの二人を残して死亡したとします。Aさんの全財産が現金1000万円で、全財産をBさんに相続させるという遺言を残して亡くなったとします。この場合、被相続人の財産の2分の1(※直系尊属のみが相続人である場合、この割合は3分の1になります)に法定相続分(2分の1)を掛け合わせた250万円がBさん、Cさんの遺留分になります。全財産がBさんに行くわけですから、遺言内容がBさんの遺留分を侵害することはありません。他方、Cさんは250万円の遺留分を持っているのに1円も貰えなかったわけですから、250万円の遺留分を侵害されていることとなります。この場合、CさんはBさんに対して侵害されている遺留分に相当する250万円を払えと請求することができます。これが遺留分減殺請求です。

遺留分減殺請求をする上で最も注意しておかなければならないのは、その時効期間の短さです。遺留分減殺請求は、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年以内に行使しなければなりません(民法1042条)。Cさんとしては1年以内にはBさんに遺留分減殺請求をしなければ、遺言通り全財産はBさんに相続されることとなります。

1年というのは法律家の感覚で言うところかなり短いです。亡くなった後、すぐにお金の話をするのは気が引けると思っていると、すぐに経過してしまいます。そのため、遺留分を侵害されていると感じた場合には、速やかに弁護士に相談することをお勧めします。



桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年11月25日発行 vol.126 編集:島田・新井

シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の5%(10万円まで)」で最高で200万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。ただし、平成29年分の確定申告から領収書の提出は不要となりました。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。

平成29年 8月分		伝票No.2611-000001234-123456789 発行日:平成29年9月10日					
〒000-0000 東京都杉並区桃井3-4-9		介護老人保健施設シーダ・ウォーク CEDAR WALK					
利用者名 志田 歩 (0000001234)		社会医療法人 河北医療財団 介護老人保健施設シーダ・ウォーク 〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9 TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180					
領 収 書							
フリガナ 利用者名	シダ アム 志田 歩 様	社会医療法人 河北医療財団 介護老人保健施設シーダ・ウォーク 〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9 TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180					
保険者番号	123456	保険者名	杉並区				
被保険者番号	000013127	要介護度	要介護4				
請求期間	平成29年8月1日～平成29年8月31日						
案内文	シーダ・ウォークをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。 毎月27日(土日祝の場合は翌平日)に引落させていただきます。なお、初回振替につきましては引落手続きの都合上、翌月27日に開始となる場合があります。						
介護保険サービス	内容	単位数	割引	回数	単位計	金額	備考
介護保健施設	二型保Ⅱ 4			31日	31,248		8/1～31
介護保健施設	保健施設サービス提供体制加算 1			31日	558		8/1～31
介護保健施設	保健施設夜勤職員配置加算			31日	744		8/1～31
介護保健施設	保健施設短期集中リハ加算			19日	4,560		8/1～19
介護保健施設	保健施設認知症短期集中リハ加算			31日	2,880		8/1～31
介護保健施設	保健施設栄養マネジメント加算			31日	434		8/1～31
介護保健施設	保健施設初期加算			10日	900		8/1～10
介護保健施設	保健施設施設改善加算 1 (介護保健施設小計)			41,824	10.90	20%	¥91,177 (医)
	介護保険サービス合計						¥91,177
自己負担サービス	内容	単価	割引	回数	金額	備考	
食費	食費(夕・昼・朝)	¥1,940		31回	¥60,140	(医)8/1～31	
居住滞在費	居住費 (日常生活費小計)	¥2,670		31回	¥82,770	(医)8/1～31	
					¥142,910		
課税項目	茶代代	¥259		31食	¥8,029	8/1～31	
非課税項目	日用品費	¥250		31日	¥7,500	8/1～31	
非課税項目	教養娯楽費(Aコース) (その他の費用小計)	¥200		31日	¥6,200	8/1～31	
	自己負担サービス合計				¥21,729		
					¥164,639		
平成29年 8月分	医療費控除対象額	¥234,087	8月分請求額	¥255,816			
			総額	¥255,816			
備考欄	※老健入所(宇訪)短期入所の基本利用科目について 「二型保Ⅱ」→「老健Ⅱ」→従来型 「二型保Ⅱ」→「老健Ⅱ」→在宅強化型 を表します。						

対象になる医療費額はどこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。今年度に支払った領収書をお使いください。

注意点として、今年12月末までに引き落としがあった領収書を申告します。ご利用月ではございませんので、ご注意ください。

したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年度で申告します。



29年1月27日～
29年12月27日の
領収印のものまで！

よくある質問

- 送付先が本人のものでなくても大丈夫？
→利用者名にお名前があるので問題ありません。
- 領収書をなくしてしまいました。
→1か月分1,080円で再発行いたします。
- どの項目が医療費控除の対象ですか？
→介護保険サービスの自己負担分1割(2割)、食費、居住滞在費(ショート・ロングステイのみ)となります。
領収書の備考欄に「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

※補足事項
 <ロングステイ>
 「介護保健施設」項目すべて、「食費」、「居住費」、「外来診療費」、「歯科診療日」
 <ショートステイ>
 「老健:短期入所療養介護」項目すべて、「食費」、「居住費」
 <デイケア>
 「通所リハビリテーション」項目すべて、「食費」
 <訪問リハビリテーション>
 「訪問リハビリテーション」項目すべて

ご不明な点はシーダ・ウォークまでお問い合わせください。

TEL:03 (5311) 6262 (代表)